

家庭用燃やせるごみ指定袋の販売店での不足について

この度の販売店における家庭用燃やせるごみの指定袋の不足について、皆さんには大変ご迷惑をお掛けしております。

家庭用燃やせるごみの指定袋については、当組合にて順次、在庫分を販売店に配送する計画としておりますので、必要最小限での購入にご協力をお願いいたします。

なお、下記の期間で家庭用燃やせるごみの指定袋がない場合は、家庭用プラスチック製容器包装専用袋に「燃やせるごみ」と手書きで記載し集積所に出してください。

○家庭用プラスチック製容器包装専用袋で燃やせるごみを出せる期間

令和6年1月10日から令和6年2月29日まで

<問い合わせ先>

大崎地域広域行政事務組合 業務課 ☎25-8867